事務連絡

令和７年５月２３日

区長　 各位

小浜市 経済産業部 都市デザイン課長

防犯灯設置要望案内在中

（公　印　省　略）

令和７年度　防犯灯の設置要望について（案内）

　日頃は、本市の道路行政についてご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、本課にて例年実施しております防犯灯（ＬＥＤ）の新規設置につきまして、今年度も実施を予定しておりますので、貴区内において要望がございましたら、別紙申請書を記入のうえ都市デザイン課までご提出願います。

　なお、要望数が設置予定数を超えた場合には、申請書をもとに市で現地確認後、関係機関と検討・協議のうえ設置箇所を決定させていただきます。

要望に沿えない場合もございますが、あらかじめご了承くださいますようお願いします。

【留意事項】

　〇　防犯灯の新規設置が対象です。既に設置されている防犯灯の取り替え等は対象ではありません。

　○　**設置以後の防犯灯の維持管理にかかる費用（電気代、修理代、移設費、更新費用等）は、全て設置した区の負担となります。**

　○　原則、関電柱またはＮＴＴ柱への取り付けとします。ただし、区独自で設置していただいた

ポールへの防犯灯取り付けの申し込みは可能とします。

　　　　※ 関電柱またはＮＴＴ柱への取付には、それぞれの管理者が定める設置条件（別添）がござい

　　　　　 ますので、要望される場合は、そちらの条件の内容もご確認ください。

○　設置箇所が民地にある電柱の場合は、必ず地権者の設置同意を得てください。

　　　（設置が決定した際に、別途地権者の同意が確認できる書類の提出を依頼します。）

　○　申請書は、１箇所につき１枚提出が必要です。２箇所以上申請される場合は、用紙をコピーしてください。なお、その際は必ず優先順位を右上に記入してください。

　○　申請書への押印は不要です。

　○　取付完了時期は、10月～11月頃の予定ですが、実際に照明が点灯するのは防犯灯取付が完了し、さらに関電が電気工事を行った後になるので、時間差がある旨をご承知ください。

　○　区で新たにポールを設置する場合、ポール本体の材料費の半額を市が負担（上限有り）しますので、検討されている場合は都市デザイン課までご相談ください。

　　　　（例）6ｍ鋼管ポール（根入れ1ｍ）1本の建柱工事費が総額70,000円、内ポール本体の

材料費24,000円とした場合、市負担12,000円、区負担58,000円。

【提出期限】　　**令和７年７月３１日（木）**

【添付資料】　　・電柱設置物に対する各社の設置条件について（別添）

・防犯灯新規設置申請書

・防犯灯新規設置申請書（記入例）

※小浜市役所ホームページにも様式を掲載しましたので、ご活用ください。

担当：小浜市役所 経済産業部 都市デザイン課（2F）

道路河川管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ　中山　℡ 64-6027（直通）

電柱設置物に対する各社の設置条件について

別添

＜関西電力柱設置条件＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　 甲 … 関西電力　　乙 … 設置者

①　　取付工法は、甲の定める工法及び甲の指示に基づくこと。

　② 乙は、前事項による工事完成後直ちに甲の検査を受けるものとし、検査前に取付物の使用をしないこと。

③　　取付物の保守及び維持管理は、設置を行う団体が行うものとし、甲が電柱の建替、移転、模様

　替等を必要とするときは、乙が窓口となり、甲と協議を行うこと。

　④ 乙の取付物が、既設の住居表示板、防犯灯、広告物等に影響を与える場合は、乙は当該物件の管理者と協議し、措置を行うこと。

　⑤ 乙の取付物が原因で甲又は第三者に損害を与えたときは、天災地変、その他不可抗力による場合であっても乙は乙の責任負担において解決し、甲に一切迷惑をかけないこと。

　⑥ 甲の取付電柱に対し、取付施設以外の一切の物件を取付しないこと。

　⑦ 前各号に違反するときは、取付承諾を取り消されても異議の申し立てはしないこと。

　⑧ 取付を廃止しようとするときは、その１５日前までに甲へ通知すること。

　⑨ 取付を廃止したとき、甲の業務上の都合により取付物の撤去を求められたとき、又承諾を取り消された場合は、乙はすみやかに取付物を撤去すること。

　⑩ 前各号に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲の指示するところによること。

　⑪ 取付期間満了の日の１ヶ月前までに解約の申し出がない時は満了の日の翌日から１ヶ年その期間を延長する。

＜ＮＴＴ柱設置条件＞

|  |
| --- |
| （1）　ＮＴＴの電気通信設備に、支障とならないよう措置すること。 |
| （2）　取り付けにあたっては、電柱の登り幅を確保すること。 |
| （3）　取り付け方法は、容易に取り外しできるようバンドを使用すること。 |
| （4）　取り付け物の保守および維持管理は申請者が行うこと。 |
| （5）　取り付けの際、他の添架物の支障とならないよう配慮すること。 |
| （6）　NTTの業務上支障が生じた場合の撤去および移設は申請者の負担で速やかに措置すること。 |
| （7）　取り付け物が原因で、NTTまたは第三者に損害を与えた時は、いかなる場合も申請者の責任に  おいて解決すること。 |
| （8）　電柱が道路に建設されている場合は、道路管理者から道路占用許可を得ること。また、民有地  の場合は、民地所有者の同意を得ること。 |
| （9）　前各号に違反するときは、承諾を取り消されてもこれに対する異議を申し立てないこと。 |
| （10） 添架を廃止した時、当社の業務上の理由により添架物の撤去を求められた時、又は承諾を取り |
| 消された時は、申請者の負担で1ヶ月以内に添架物を撤去すること。 |
| 撤去の際は速やかに撤去届を提出すること。 |
| （11） 添架期間満了の1ヶ月前までに、当社又は申請者から書面により契約変更又は解約の申し出が |
| ないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して1ヶ年なおその効力を有するものとする。 |
| 以後この例によるものとする。 |